

## 第三期宮城県ニホンザル管理計画の概要

### 1 計画改定の背景及び目的

平成26年5月30日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正されたことに伴い、本県のニホンザルを第二種特定鳥獣（その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）として位置づけ、現行の「第三期宮城県ニホンザル保護管理計画」（以下「現計画」という。）を「第三期宮城県ニホンザル管理計画」（以下「新計画」という。）に改定する。

なお、主な変更点は以下のとおりである。

- （1）「保護管理」の表記を「管理」とした。
- （2）生息数等のデータを直近のデータに更新した。

### 2 管理すべき鳥獣の種類【変更なし】

ニホンザル

### 3 計画期間【変更なし】

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4か年

### 4 計画対象区域【変更なし】

県内でニホンザルの生息する9市町

仙台市、白石市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町

### 5 管理の現状

	ポピュレーション数	群れ数	生息数
現計画（平成23年度末）	7	41群	2,557頭
新計画（平成25年度末）	7	48群	2,960頭

### 6 管理の目標【変更なし】

#### （1）基本的な考え方

「良好な関係」を構築するため、具体的な目標を関係者合意の下で設定し、達成を図ることとする。

#### （2）数の調整に関する事項

個体数調整は、対象区域市町が策定する実施計画書に基づき実施するものとする。また、計画対象区域外の市町村においては、有害鳥獣捕獲により行うものとする。

#### （3）ポピュレーション管理に関する目標

複数市町に跨って生息する場合は、検討会を実施し、関係市町が連携し対策を講じるものとする。

#### （4）被害の防除に関する目標

農作物被害は、過去3か年の平均を上回らないようにすることを目標とする。

#### （5）生息地の保護及び整備に関する目標

関係機関と調整しつつニホンザルが生息できる山地の整備及び里山の管理を進めることを目標とする。

### 7 計画の実施、普及啓発

県、市町村、農業者、地域住民、狩猟者団体等の実施主体が、それぞれの役割に応じて事業を実施し、NPO団体や個人ボランティアの協力も得られるよう努める。また、県は、地方振興事務所単位で実施計画の検討及び市町村間の調整を行うとともに、追い上げ技術の指導、農作物被害防除や農地管理技術の指導・支援、被害対策組織の体制整備等に努める。

※「良好な関係」とは、人とサルとが一定の距離を保ち、サルは農作物に依存せず、奥山に入らなければ簡単に見ることのできない存在として、両者が一定の緊張感を維持している状況をいう。